

平成 30 年度包括外部監査結果報告書の主な概要

<p>監査 テーマ</p>	<p>子育て応援事業に関する財務事務の執行について（監査の対象：子ども部（次世代育成課、子ども家庭課及び保育課）、福祉部（地域包括ケア企画課、生活福祉課及び障がい福祉課）、保健部（地域保健課）、都市整備部（公園緑地整備課及び公園緑地管理課）、 教育委員会学校教育部（学校教育課及び青少年相談センター））</p>	<p>【指摘 20 件、意見 29 件】</p>
<p>監査の 実施 結果 のうち、 主な 項目</p> <p>●指摘 ○意見</p>	<p><事務の効率化> ○放課後児童クラブ「参加児童数等記録票」の様式の見直し【意見】（本編 37 ページ、概要版 14 ページ） 参加児童数に対する支援員等の配置状況確認作業の効率性の観点から、例えば支援員等配置基準を盛り込んだ様式とする等、「参加児童数等記録票」の様式の見直しが望まれる。また、将来的には ICT 等を利用した参加児童数の報告方法の検討が望まれる。 ○「給食予定人員報告書」集計方法の効率化【意見】（本編 107 ページ、概要版 17 ページ） 効率化の観点から、私立園に対し、公立園で利用されている「給食食数変更依頼書」及び「給食代金集計システム」の利用を提案することが望まれる。 <書類作成の不備及び内容のチェック体制の強化> ●高等職業訓練促進給付金申請書類の適切な作成の指導【指摘】（本編 75 ページ、概要版 15 ページ） ●母子福祉貸付申請書類の適切な作成の指導【指摘】（本編 91 ページ、概要版 17 ページ） 各申請書類を閲覧したところ、1 か月の収支の合計が合っていないものが散見された。様式に基づいて適切に作成の指導をする必要がある。 ●自立支援（育成）医療費支給認定の際の所得区分の確認方法【指摘】（本編 89 ページ、概要版 16 ページ） 所得区分の確認方法に関するマニュアルに誤りが発見されたことから、事務マニュアルの訂正、及びマニュアル作成時のチェック体制の強化が必要である。なお、当該事務マニュアルについては、平成 30 年度に当該指摘に基づき修正済みである。 ○公立こども園の園指導訪問記録に係る内容の詳細化【意見】（本編 135 ページ、概要版 19 ページ） 園訪問指導の際は確認内容をリスト化し、確認内容や水準の平準化を図ることが望ましい。なお、平成 30 年度からは、訪問時に確認する事項や確認対象の書類名を詳細に記載したチェックリストを作成し、これに基づき指導を行っている。 ●保育料の算定誤りの防止【指摘】（本編 135 ページ、概要版 19 ページ） 保育料の算定誤りが発生している。保護者から提出された書類の記載誤りを発見できる仕組みを作ることが必要である。 ○査察指導員による査察指導及び査察指導記録の作成【意見】（本編 140 ページ、概要版 21 ページ） 就学支援及びそのケース記録に対する査察指導を適時適切に行い、査察指導記録を保管するとともに、査察指導が網羅的に実施されるよう、必要に応じてシステムの通知機能の設定等を含めて、査察指導記録の方針を定め、継続的に運用することが望まれる。 ●委託事業者による作業責任者及び作業従事者の書面報告の未入手【指摘】（本編 145 ページ、概要版 22 ページ） 委託事業従事者の適切な把握管理及び利用者の個人情報保護のため、手続の遵守状況を確認することにより、事業運営が適切に行われるよう管理することが必要である。 ○総合判定結果が D となった公園施設のうち緊急対応を不要とした公園施設に関する判断の記載の明確化【意見】（本編 159 ページ、概要版 23 ページ） 定期点検の結果、緊急な補修を要する D 判定となったものの、経過観察とした場合について、その判断過程を文書形式で残すことが望まれる。</p>	<p>●学校間交流タクシーに係る請求内容に関する証拠の確認不足【指摘】（本編 171 ページ、概要版 25 ページ） 事後的に学校間交流の実施報告等を各利用校から受け取り、事前の学校間交流計画書との照合及びタクシー会社の請求書との照合等を行うことにより、請求内容が適正であることを検証したうえでタクシー会社への支払を実行する必要がある。 <子どもの安全> ●放課後児童クラブにおけるけが・事故等発生時の速やかな報告【指摘】（本編 42 ページ、概要版 14 ページ） けが・事故等の第一報が最大一週間程度遅れた旨の記載のあるものが数件見受けられた。研修に出席していない支援員及び補助員への危機管理マニュアル等、業務に必要な情報の周知方法について、各放課後児童クラブに確認し、支援員及び補助員全員に対し、必要情報の周知徹底を図るべきである。 ○非常災害時対応マニュアルの園児避難先の調整【意見】（本編 134 ページ、概要版 18 ページ） 保育課は、各園の避難所について、避難先との調整が完了していることを確認し、調整が難航している場合は、保育課が間に入ることにより、交渉が進展する可能性もあるため、積極的に関与することが望まれる。 <対応方針の策定> ●学校間交流タクシーの利用希望校からの申請金額合計が事業予算を超過した場合の対応方針の未策定【指摘】（本編 170 ページ、概要版 25 ページ） ●学校間交流タクシーの利用校からの報告金額が事前の交付決定金額を上回る場合の対応方針の未策定【指摘】（本編 170 ページ、概要版 25 ページ） いずれも、公平性を担保するために対応方針を定め、透明性を確保するためにその決定過程又は決定方法の検討過程を議事録等により記録することが必要である。 <子ども総合計画の推進体制> ○実施事業の事後検証【意見】（本編 46 ページ、概要版 15 ページ） 実施事業の実績報告に留まらず、企画・運営に関与した職員により、当該事業の成果や改善点がまとめられた庁内の報告書を作成することが望まれる。加えて、その結果を受け、翌期の事業企画・運営に向け、当該事業の在り方・継続要否の検証を行うことが望まれる。 ●子ども総合計画掲載事業の進捗状況に係る判断根拠の横断的確認の必要性【指摘】（本編 186 ページ、概要版 27 ページ） PDCA サイクルに基づく計画の推進のためには、計画の進捗状況を適切に把握することが必要である。そのため、進捗状況の判断については、所管課の判断に任せるのみでなく、取りまとめを行う次世代育成課が進捗状況の判断根拠を横断的に確認することが必要である。 ●計画数値の中間見直しの必要性【指摘】（本編 186 ページ、概要版 27 ページ） 子ども総合計画掲載事業の実施状況を確認したところ、平成 27 年度及び平成 28 年度時点で平成 31 年度目標指標を達成した事業があったにもかかわらず、平成 29 年度に計画数値の中間見直しを行い、目標値を再設定した事業は見受けられなかった。 平成 27 年度又は平成 28 年度の時点で、目標指標を大きく上回っていた事業については、計画数値の中間見直しの検討を行い、必要に応じて目標値を再設定すべきである。</p>
<p><システム管理> ●児童家庭相談システムのアクセス記録の適切な保管と定期的な確認の実施【指摘】（本編 192 ページ、概要版 28 ページ） 児童家庭相談システムのアクセス記録は取得されているが、確認を実施していない。適切な頻度を設定し、定期的な確認を実施すべきである。また、アクセス記録は 90 日後にシステムから閲覧できなくなるため、システムから出力して少なくとも 1 年間は保管しておく必要がある。 ●母子父子寡婦貸付金システムのアクセス記録の取得や保管と定期的な確認の実施【指摘】（本編 192 ページ、概要版 28 ページ） 母子父子寡婦貸付金システムはアクセス記録を確認することができない。個人情報やその他機微な情報を扱い、また、外部委託先に ID の設定や年次パスワード変更といった作業の実施を依頼していることを考慮すると、アクセス記録を取得し閲覧できるように機能追加し、定期的に確認することで、不正なアクセスを発見できるよう、また、牽制によって間接的に防止できるようにすべきである。 ●「個別実施手順」の策定【指摘】（本編 193 ページ、概要版 29 ページ） 児童家庭相談システム及び母子父子寡婦貸付金システムは「個別実施手順」の策定対象のシステムであるが策定されていない。「豊田市情報セキュリティ基本要綱」や「共通実施手順」の基準に部分的に適合していない状況であるため、「個別実施手順」を形式的に策定するだけでなく、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」のいう情報資産に関する脅威に対する対策を個別に策定し、継続的に実施できるようにすべきである。また、「個別実施手順」の作成プロセスを適時に実施し、市の情報システム部門である情報システム課のサポートを受けながら適切な情報セキュリティ対策を策定し、情報システムの安全性の維持向上につなげるべきである。 <その他> ○放課後児童クラブへの加配要否の決定方法の把握【意見】（本編 33 ページ、概要版 14 ページ） 巡回指導の対象とする児童の抽出基準や、加配要否の決定基準は、放課後児童クラブの事業に関する重要な事項であるため、所管する次世代育成課は、委託先と情報共有し、内容を把握することが望ましい。なお、平成 30 年度から順次対応予定である。 ○就業支援講習会の近隣地開催に向けた働きかけの継続【意見】（本編 76 ページ、概要版 16 ページ） 市は事業費の 6% を負担しているものの、全参加者に占める豊田市民の割合は 1.6% と少ない状況である。これは、講習会の会場が主に名古屋駅となっており、その他、岡崎市と豊橋市での開催はあるものの、地理的な関係上、豊田市での開催がないことによるものである。この件について、担当者も課題を認識しており、粘り強い働きかけの結果、比較的豊田市に近い、知立市での開催が実現しており、今後も継続的な働きかけが望まれる。 ○在宅重度心身障がい児（者）一時保護事業の委託事業者に対して支払う委託料（契約単価）の妥当性【意見】（本編 147 ページ、概要版 22 ページ） ○在宅重度心身障がい児（者）一時保護事業の委託事業者に対して支払う委託料（勤務時間数）の妥当性【意見】（本編 147 ページ、概要版 22 ページ） 契約単価の見直し及び勤務時間数の検証を行うことにより、委託料の妥当性を検証することが望まれる。</p>		